

鴨川市子ども医療費の助成に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年12月27日

鴨川市長 長谷川 孝夫

鴨川市条例第24号

鴨川市子ども医療費の助成に関する条例等の一部を改正する条例

(鴨川市子ども医療費の助成に関する条例の一部改正)

第1条 鴨川市子ども医療費の助成に関する条例(平成28年鴨川市条例第3号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「15歳」を「18歳」に改める。

第3条ただし書を削り、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、助成対象者とししない。

(1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けている世帯に属する子どもの保護者

(2) 鴨川市ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例(平成28年鴨川市条例第4号)に基づく助成の対象者

第11条第3項中「有効期間が終了した場合又は」を削る。

(鴨川市ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例の一部改正)

第2条 鴨川市ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例(平成28年鴨川市条例第4号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項中第6号を削り、第7号を第6号とし、第8号を第7号とし、同条第2項中「前項第7号及び第8号」を「前項第6号及び第7号」に改め、同条第3項中「第1項第7号及び第8号」を「第1項第6号及び第7号」に改める。

第5条第1項第5号中「地方税法」の次に「(昭和25年法律第226号)」を、「場合にあっては、」の次に「助成対象者のうち監護者について」を加える。

第9条第3項を削る。

(鴨川市重度心身障害者の医療費助成に関する条例の一部改正)

第3条 鴨川市重度心身障害者の医療費助成に関する条例(平成17年鴨川市条例第111号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項第4号中「15歳」を「18歳」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 第1条の規定による改正後の鴨川市子ども医療費の助成に関する条例(以下「新子ども医療費助成条例」という。)第6条の規定による受給券の交付の申請及び受給券の交付に関し必要な行為は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前においても、同条の規定の例により行うことができる。

3 第2条の規定による改正後の鴨川市ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例(以下「新ひとり親家庭等医療費等助成条例」という。)第6条第1項の規定による受給券の交付に関し必要な行為は、施行日前においても、同項の規定の例により行うことができる。

(鴨川市子ども医療費の助成に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 4 施行日の前日までに、第1条の規定による改正前の鴨川市子ども医療費の助成に関する条例(以下「旧子ども医療費助成条例」という。)第6条の規定により受給券の交付を受けている者(同日において15歳である者に限る。)は、施行日に新子ども医療費助成条例第6条の規定による受給資格の登録を受けたものとみなす。
- 5 新子ども医療費助成条例の規定は、施行日以後に受ける医療に係る医療費の助成について適用し、施行日前に受けた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

(鴨川市ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 6 施行日の前日までに、旧子ども医療費助成条例第6条の規定により受給券の交付を受け、かつ、施行日において新ひとり親家庭等医療費等助成条例第3条に規定する助成の要件を満たす者は、新ひとり親家庭等医療費等助成条例第6条第1項の規定による申請を要せず、施行日に同項の規定による受給資格の登録を受けたものとみなす。
- 7 新ひとり親家庭等医療費等助成条例の規定は、施行日以後に受ける医療、調剤及び証明に係る医療費、調剤費及び証明手数料について適用し、施行日前に受けた医療、調剤及び証明に係る医療費、調剤費及び証明手数料については、なお従前の例による。

(鴨川市重度心身障害者の医療費助成に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 8 第3条の規定による改正後の鴨川市重度心身障害者の医療費助成に関する条例の規定は、施行日以後に受ける医療及び証明に係る医療費及び証明手数料について適用し、施行日前に受けた医療及び証明に係る医療費及び証明手数料については、なお従前の例による。